

第 479 回 電力・ガス取引監視等委員会【第 1 部 公開開催】

議事録

日 時：令和 5 年 12 月 8 日(金) 10:00～10:37

場 所：経済産業省 本館 6 階東 1 応接会議室

出席者：横山委員長、岩船委員、北本委員、武田委員、圓尾委員

○横山委員長 皆さん、おはようございます。

それでは、ただいまから「第479回電力・ガス取引監視等委員会」を開催いたします。

本日の議題は、「議事次第」にあるとおりでございます。議題に入る前に、議事や資料の取扱いについて、事務局より御説明をお願いいたします。

○田中総務課長 本会合は、オンラインでの開催としております。なお、議事の模様は、インターネットで同時中継を行っています。

第 2 部の議題については、個別の民間企業の情報等を取り扱うことから、議事は非公開とし、議事要旨を後日委員会ホームページに掲載することといたします。

会議資料について、情報公開請求があった場合には、その対応について、改めて御相談をするという扱いにしたいと考えております。

念のため、御確認いただきたく存じます。

○横山委員長 ただいま御説明がありましたように、「議事次第」において「第 2 部」として記載されている議題につきましては、非公開での開催とさせていただこうと考えておりますが、異存ございませんでしょうか。

(異存：なし)

それでは、今お話のあったとおりにさせていただきます。

ありがとうございました。

それでは、まず議題の 1 「託送供給等約款の変更認可申請について」に関しまして、鍋島NW事業監視課長から、御説明をよろしく願いいたします。

○鍋島NW事業監視課長 それでは、資料 3 について御説明いたします。「託送供給等約款の変更認可申請について」です。

まず、(趣旨) ですけども、レベニューキャップ制度に関しまして、先般、第一規制期間の収入の見通しについて変更承認申請がなされました。これについては、11月24日付けで経済産業大臣によって承認がなされております。

今般、この収入の見通しの変更が承認されたこと、それから、来年度から発電側課金が導入されることで、料金単価の見直しが必要であることを踏まえまして、各一般送配電事業者から12月1日及び同5日付けで経済産業大臣宛てに変更認可申請がなされたということであり、別紙2につけておりますけれども、6日付けで経済産業大臣から本委員会に意見が求められたところであり、

今後、本委員会で、この変更認可申請について審議を行ってまいります。経済産業大臣への回答に当たりまして、検証を行っていくということであり、発電側及び需要側への費用配賦、発電側課金単価等の設定、費用配賦を踏まえた需要側託送料金のレートメイクについては、料金制度専門会合において審査を行い、その他の変更内容については、料金制度専門会合にも報告を行いつつ、本委員会にて審査を行うという方向にしたいと思っておりますけれども、この方向性について御審議いただければと思います。

8行目以下の「経緯・概要」については、先ほど申し上げたことと重複いたしますので、割愛いたします。

御覧いただきたいこととしましては、料金単価以外に、今回、幾つかの約款部分の変更がございます。それにつきまして、別紙1につけております「その他一般規定の変更」ですけれども、まず、発電側課金の導入に当たりまして、様々な規定が追加されております。

それから、制限・中止時の割引の廃止ということで、これは2024年度末に行われるということで規定が出てきておりますけれども、自然災害に伴う配電設備の故障や設備保全工事による停電など、一般送配電事業者が、需要者の電気の使用を制限または中止した場合には、現在は、基本料金の割引を行っておりますけれども、2024年度末をもって、当該割引を廃止することにしております。

それから、ほかの申請内容といたしましては、各種審議会あるいは広域機関の検討会などで決まった内容を反映させることであり、一次調整力の機能のみを提供する電源の取り扱いについて、一次調整力を単一調整力として落札した場合には、託送供給等約款上の調整電源等として扱わない旨を記載するとか、それから、需要計画、発電計画上、需要抑制計画等の各種計画に関しまして、翌々日計画を停止することを求めるとか、系統連系技術条件の約款別冊について、サイバーセキュリティ対策の要件などを追加するとか、一部の送配電事業者において損失率の定期変更を行うといったものが出てきております。

この一般規定につきましては、42行目以降ですけれども、今後の方針といたしましては、具体的には50行目ですが、費用配賦やレートメイクといった料金制度専門会合においてよ

り専門的な観点で検証すべき事項には該当しないと考えるので、料金制度専門会合においても、報告は行いますが、次回以降の本委員会において審査を行いたいと考えております。

それで、料金については、先ほど申し上げたとおり、48行目ですけれども、料金制度専門会合での審査結果を踏まえまして、改めて本委員会で審査を行うことにしたいと考えております。

その上で、経済産業大臣に意見を回答することにしたと考えております。

説明は以上です。

○横山委員長　　どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの御説明の内容につきまして、御質問、御意見がありましたら、お願いしたいと思います。

いかがでしょうか。――よろしいでしょうか。

(質問、意見等：なし)

それでは、事務局から御説明がありましたとおり、本委員会及び料金制度専門会合で厳格に審査をいただきまして、その後、本委員会としての意見をまとめることとしてよろしいでしょうか。

(異論：なし)

異論がございませんようですので、事務局案のとおり審査を進めていただくことといたします。

どうもありがとうございました。

それでは、議題の2「ガス託送収支の事後評価について」に関しまして、引き続き鍋島NW事業監視課長から、御説明をよろしくお願いいたします。

○鍋島NW事業監視課長　　続きまして、資料4について御説明いたします。「ガス導管事業者の2022年度託送収支の事後評価について」です。

これにつきましては、先般、本委員会においても御報告しましたけれども、経済産業大臣、各経済産業局長等から、11月1日付けにて、当委員会に意見聴取があったところであります。

その後、本委員会に御報告の上、11月20日に開催された料金制度専門会合におきまして、事務局において行った評価を確認いたしました。

その内容については、後ろのほうにパワーポイントの資料をつけております。

これに加えて、11月20日の料金制度専門会合後に判明した、ガス導管事業者の収支状況について対応を整理しましたので、これも報告したいと思っております。

これらを踏まえて、経済産業大臣及び各経済産業局長等への意見回答について御審議いただければと思います。

15行目以下ですけれども、先ほど申し上げたことと重複するので一部割愛しますが、23行目で、11月20日の料金制度専門会合後の11月24日に、近畿経済産業局から、本委員会事務局に対しまして、一般ガス導管事業者であるところの大津市のガス託送収支の報告がありました。これにつきましては、大津市から経済産業局に対しては、11月14日までに託送収支の報告がなされていましたが、近畿経済産業局内の連携の問題などありまして、11月20日に開催された料金制度専門会合では、本来、既に議会承認がされていたので、事後評価すべきところでありましたが、議会未承認として事後評価の確認を行っていませんでしたというものです。

これにつきましては、1件だけということでもありますので、本委員会で御確認の上、まとめて経済産業大臣及び各経済産業局長への回答をしたいと考えております。

33行目以降ですけれども、まず、料金制度専門会合で議論した内容について御報告いたします。

事後評価の対象事業者のうち1社と、加えて大津市につきましては、22年度終了時点での超過利潤累積額が、変更命令の発動基準となる一定水準を超過いたしました。いわゆるストック管理基準を超過しました。これらについては、期日（翌営業年度）までに託送供給約款の料金値下げ届出が行われない場合、所管の経済産業局長から変更命令を行うことが妥当と考えております。

まず、料金制度専門会合で確認されたのは、次のページのENEOSエルエヌジーサービスです。これに加えて、大津市の件も併せて御報告しますと、大津市については、ストック管理基準の数値を超過したということでありまして、ENEOSエルエヌジーサービスと同様、来事業年度までに値下げ届出をしなければ、経済産業局長から変更命令を行うことが妥当と考えます。

この料金制度専門会合で「議会未承認」としていたものについては、大津市以外にも東金市、習志野市がありましたけれども、これらについても確認をしております。これらにつきましては、11月20日以降に議会承認が行われましたが、現時点で確認しているところでは、超過利潤累積額等は、一定の水準額を超過しておりません。伊奈都市ガス、エネク

ルについても、料金制度専門会合では、事後確認を行っていないのですが、その理由といたしましては、託送収支が、現時点で会社側から公表されていないことによります。したがって、変更命令を行うまでの必要性は、現時点で確認されていないということです。

52行目以降ですけれども、事後評価の対象事業者のうち、フロー基準と申しまして、その想定単価と実績単価の乖離率が5%を超過した場合には、同様に値下げの変更命令を行うことになっております。

それで、7社がこのフロー基準に該当しましたが、そのうち6社につきましては、今後値下げを行う方向であるという情報に接しております。

福山ガスにつきましては、料金制度専門会合でも議論をいたしましたけれども、同事業者からは、現行の託送供給約款の水準を維持したいということでありまして、その妥当性を専門会合で検証しております。

福山ガスからの説明については、合理性があるということでありまして、変更命令の対象外とすることが適当という結論になっております。

それ以外の事業者につきましては、託送供給約款の変更を命ずる必要性は認められなかったということでもあります。

ということでして、全体の確認結果につきましては、別紙の44ページに添付しております。

こういうことを踏まえまして、後ろのほうに経済産業大臣及び各経済産業局長に対する意見回答案をつけておりますけれども、そういうことで回答案をまとめましたので、こちらでよろしいか、御審議いただければと思います。

以上です。

○横山委員長　　どうもありがとうございました。

それでは、ただいま事務局から御説明いただきました内容につきまして、委員の皆さんから御質問、御意見がありましたら、お願いしたいと思います。

いかがでしょうか。――よろしいでしょうか。

(質問、意見等：なし)

それでは、事務局から御説明がありましたとおり、委員会として意見回答することとして、よろしいでしょうか。

(異論：なし)

異論がございませんようですので、事務局案のとおり経済産業大臣に意見回答すること

といたします。

どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、議題の3「ガス小売経過措置料金に係る原価算定期間終了後の事後評価について」に関しまして、伊藤総合監査室長から御説明を、よろしく願いいたします。

○伊藤総合監査室長 資料5を御覧ください。「ガス小売経過措置料金に係る原価算定期間終了後の事後評価について」です。

(趣旨)の欄、9行目ぐらいを御覧いただければと思いますが、この事後評価につきましては、2023年11月20日に開催された料金制度専門会合におきまして、事務局にて行った評価を確認いただいたため、その確認結果を報告するとともに、経済産業大臣への回答について御審議いただくものでございます。

17行目を御覧ください。「料金制度専門会合における事後評価の確認結果について」です。

これにつきましては、次ページ以降につけてございます資料5-1にて報告させていただきます。

右下、5ページを御覧ください。

リード文のところですが、この事後評価に際しましては、電事法の審査基準に基づきまして、以下の基準に沿って確認を行うこととされているところでございます。事務局にて評価を行った結果につきまして、御確認いただいております。

具体的には、次のページの表で御確認いただいたところでございますが、結論は9ページを御覧ください。

リード文の一番下のほうに(結論)とございますが、「以上を踏まえまして、料金制度専門会合におきましては、今回事後評価の対象となった旧一般ガスみなしガス小売事業者につきまして、現行の料金に関する値下げ認可申請の必要があるとは認められなかった。」と、この内容で取りまとめていただきました。

この結論を踏まえまして、12ページ目でございますが、委員長名で大臣宛てに回答を行いたいと思っております。本文の最後のパートですが、「審査の結果、下記の対象事業者(東邦ガス)は、電気事業法に基づく審査基準第2(8)④に照らし、値下げ認可申請の必要があるとは認められませんでした。」と、こういうことで回答を行うこととしたいと考えております。

最後に、また一番前、1ページ目に戻っていただきたいと思いますが、28行目を御覧く

ださい。なお、経済産業局所管の対象事業者2社につきましては、事後評価の事務を委任している各経産局におきまして、委員長名で各経済産業局長宛てに回答を行うこととなります。

説明は以上です。御審議のほどをよろしくお願いいたします。

○横山委員長　　どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの御説明の内容につきまして、御質問、御意見がありましたら、お願いいたします。

いかがでしょうか。――よろしいでしょうか。

(質問、意見等：なし)

それでは、事務局から御説明がありましたとおり、委員会として、意見回答することとしてよろしいでしょうか。

(異論：なし)

異論がございませんようですので、事務局案のとおり経済産業大臣に意見回答することといたします。

どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、議題の4「電気・ガス価格激変緩和対策に係る特定小売供給約款の特例認可等について」に関しまして、田中総務課長から、御説明をよろしくお願いいたします。

○田中総務課長　　総務課長の田中でございます。よろしくお願いいたします。

資料6を御覧いただけますでしょうか。「電気・ガス価格激変緩和対策に係る特定小売供給約款の特例認可等について」でございます。

こちら(趣旨)のところがございますように、14行目以下に記載されている申請者から、2023年12月1日及び4日付けで経済産業大臣宛に、特定小売供給約款により難い特別の事情がある場合における供給条件の認可等を求める申請がございまして、経済産業大臣から意見の求めがあったところがございます。これらに対する電力・ガス取引監視等委員会の回答について御検討いただくものでございます。

46行目以下を御覧いただけますでしょうか。「今回の申請の概要」でございます。

これまでは、令和4年10月付けの閣議決定に基づきまして、電気・ガス料金の値引きを行う「電気・ガス価格激変緩和対策事業」というのが実施をされてきているところがございます。また、沖縄についても、この独自の措置が実施をされてきたところござ

います。

これを踏まえまして、電気事業法またはガス事業法の法令に基づき認可を受け、または届け出られた約款の遵守義務を負う事業者は、経済産業大臣から認可・承認がなされた当該約款以外の供給条件によって、電気・ガス料金の値引きを行っているところでございます。このたび、58行目以下にございますように、令和5年11月2日付けの閣議決定、「デフレ脱却のための総合経済対策」において、現在の措置を、令和6年4月末まで講じ、同年5月は激変緩和の幅を縮小することとされてございまして、また、沖縄県におきましても、本沖縄緊急対策事業の支援期間を令和6年5月使用分まで延長することと、それぞれされているところでございます。

したがいまして、63行目にありますように、これを受け、電気・ガス料金の値引きを継続するため、改めて各事業者から上記約款以外の供給条件の認可・承認の申請がなされたところでございます。

65行目以下が、この具体的な値引きの額ということで、現在の措置は12月までとなっていますけれども、令和6年4月使用分までは、現在の割引額がそれぞれ適用されているところでございまして、5月使用分については、それが半分になるところでございます。

沖縄についても、67行目以下のような形で、4月分までということで、5月使用分に関しては半分になることになっております。

それで、電気につきましては、69行目以下のところにありますように、みなし小売電気事業者10件、最終保障関係が、沖縄を除く一般送配電事業者9件、離島が、離島のない中部、関西、四国を除く一般送配電事業者7件ということで、ガスについては、みなしガス小売事業者1件で、最終保障関係が一般ガス導管事業者2件となっております。

「申請に係る供給条件の概要」でございます。

100行目以下のところを御覧いただきますと、電気に関してですが、1月検針日から5月までについては、先ほど申し上げたように3.5円/kWhということで、6月については1.8円/kWhとなっております。

定額制供給につきましては、単価の算定諸元として用いられた販売電力量（みなしkWh）に3.5円を乗じた額を差し引いた額とすることになっております。

低圧の沖縄電力につきましては、1月から5月については5円ということで、6月については2.5円、この額につきましては、下の注の4に書いてありますように、激変緩和対策事業による値引き単価と、沖縄緊急対策事業による値引き単価の合計の数字として5円と

2.5円となっているということでございます。

129行目、高圧の沖縄電力以外については、1月から5月は1.8円で、6月は0.9円、高圧の沖縄電力については、1月から5月は3円で、6月は1.5円となっております。

ガスにつきましては、5月までの間は15円で、6月には7.5円に引き下げられるということでございます。

160行目でございますけれども、「本供給条件による供給を必要とする理由」でございますが、本閣議決定に基づき、激変緩和措置の継続が決定されたことを受けまして、引き続き、応急かつ暫定的な措置として本措置が必要であることと、沖縄電力については、本沖縄緊急対策事業の継続が決定されたことも受け、本措置が必要ということでございます。

「4. 経済産業大臣への回答」でございますが、特別の事情がある場合における供給条件として、認可等をして差し支えないものと考えられることから、委員会として、資料6-4のとおり、経済産業大臣が本申請に係る認可等をするに異存はない旨、経済産業大臣に回答することとしたいというものでございます。

以上、御審議のほどを、どうぞよろしく願いいたします。

○横山委員長　　どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの御説明の内容につきまして、御質問、御意見がありましたら、お願いいたします。

いかがでしょうか。――よろしいでしょうか。

(質問、意見等：なし)

それでは、事務局から御説明がありましたとおり、委員会として、本申請に係る認可等をするに異存はない旨、意見回答することとしてよろしいでしょうか。

(異論：なし)

異論がございませんようですので、事務局案のとおり経済産業大臣に意見回答することといたします。

どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、議題の5「電力・ガス取引監視等委員会の活動状況（令和4年9月～令和5年3月）について」に関しまして、田中総務課長から、御説明をよろしくお願いいたします。

○田中総務課長　　それでは、資料7を御覧いただけますでしょうか。「電力・ガス取引監視等委員会の活動状況（令和4年9月～令和5年3月）について」でございます。

こちらは、委員会の事務運営の透明性を確保し、公正な事務執行を担保するため、委員会は、毎年、その事務の処理状況を公表することとなっております。

今回で、委員会発足後8度目となる活動状況報告書(案)(令和4年9月～令和5年3月)の公表について、御審議をいただくものでございます。

前回の活動状況の報告は、令和3年9月～令和4年8月までということで、前回御報告をさせていただいていたのですが、これは、電取委が発足したときが、2015年9月に発足したものですから、それから1年間のサイクルで報告をしてきたわけですが、各種の報告が年度単位で、4月～3月までとなっているものが多いことに鑑みまして、今回の報告は半年となりますけれども、令和4年の9月～令和5年(今年)の3月までとさせていただきます。次回のものについては、令和5年4月～令和6年3月という年度単位の形にさせていただきたいと考えておりますので、今回、少し変則的ではありますが、令和4年9月～令和5年3月までの内容となっているものでございます。

報告書(案)自体は、かなり大部なものになっておりますので、こちらで主な概要というところで御説明をさせていただきます。

1.の、1. 1.～1. 4. までに関しましては、これは、前回の活動状況報告での内容を、最新の内容というところに主にアップデートをしたものとなっております。

1. 5.でございますが、こちらは、昨年、経過措置が講じられている電気の小売規制料金の審査が、この活動状況報告の対象期間において行われておりますので、その内容について記載をしております。

また、次のページで、レベニューキャップ制度の導入がございましたので、それに伴ってみなし小売電気事業者の特定小売供給約款の変更届出も行われましたので、その点について報告をしております。

1. 6. 1. 7. で、それぞれ監査、事後評価について報告をしておりますが、1. 8. の卸取引の監視ということで言いますと、スポット市場の監視を通して、中国電力が、適時に公表を求められているインサイダー情報を保有していたにもかかわらず、この公表をせずにスポット市場で関連取引を行っていたことに対して、この3月に業務改善勧告を実施した話に関して記載をしております。

また、主な点ということでいきますと、第2章の2. 1. を御覧いただきますと、「送配電事業の監視」においては、これは、昨年の9月から今年の3月までの対象期間におきまして、一般送配電事業者及び関係するみなし小売電気事業者におきまして情報漏えい事案が

発生をしたため、それに対して業務改善命令を発出すべき旨を経済産業大臣に対して勧告をしたということがございましたので、そちらに関しても記載をしております。

2. 2. 2. 3、 2. 4. 2. 5.などに関しては、それぞれ記載のとおりの内容ということで、監査や事後評価、建議といった内容に関して記載をしております。

2. 6.でございますが、新たな託送料金制度のレベニューキャップ制度における託送料金の審査といったことを、これは対象期間において行われましたので、そのことについて記載をしているものになっております。

第3章におきましては、「ガスの小売・卸取引に関する取組」ということで、こちらも、対象期間中に行った話を記載しておるものでございます。

第4章は、「ガス導管事業に関する取組」ということで、監視や監査、あとは4. 3.にありますような、収支の事後評価を行ったことについても記載をしております。

第5章は、「熱供給事業に関する取組」でございます、第6章は、一般的なその他の事項ということで、国際的な取組、「広報、紛争処理等」といったものになっております。

後ろのほうに、実際の活動状況の報告ということで添付をさせていただいております、ただいま申し上げたような内容で、活動状況の報告を取りまとめさせていただいております。かなり大部になるものですから、こちらの全ての説明は割愛をさせていただければと考えているところでございますが、このような形になっているところでございます。

後ろのほうは参考資料でございます。

私からの御報告は以上でございます。御審議のほどを、どうぞよろしく願いをいたします。

○横山委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの御説明につきまして、御質問、御意見がありましたら、お願いいたします。

新川事務局長、お願いいたします。

○新川事務局長 事務局からで大変申し訳ございませんが、一部修正をさせていただきたく発言させていただきます。

公開7-2、参考資料の8/119ページでございますが、事業者勧告のところ「件数0」になっておりますけれども、中国電力に対しまして業務改善勧告を行っておりますので、「件数1」と修正をさせていただきたいと思っております。

よろしく願いをいたします。

○横山委員長　　ありがとうございました。

ほかに何かございますでしょうか。――よろしいでしょうか。

（質問、意見等：なし）

それでは、事務局から御説明がありましたとおり、委員会として決定し、公表することとしてよろしいでしょうか。

（異論：なし）

異論がございませんようですので、事務局案のとおり対応することといたします。

どうもありがとうございました。

第1部として予定していた議題は以上でございますが、ほかに何かございますでしょうか。

○田中総務課長　　事務局から1点、お伝えいたします。

前回の委員会からの間に1件、書面開催を行っております。

「一般ガス導管事業の供給区域及び旧一般ガスみなし小売事業の指定旧供給区域等の変更許可について」につきまして、11月27日付けで、認可することに異存はない旨、経済産業大臣に回答をしています。

議事録につきましては、案が出来次第お送りしますので、御確認のほどをよろしく願いいたします。

事務局からは以上でございます。

○横山委員長　　どうもありがとうございました。

それでは、これにて第1部を終了といたします。

――了――